

[中小企業向け担保型ローンファンド]

- ・ 中小企業向け担保型ローンファンドにおいて投資対象となる対象債権は、主として、本営業者が選定する日本国内の中小企業に対して実行される貸付に係る円建ての貸付債権です。
- ・ 金利変動リスク: 対象債権については、変動金利により付利されるものが含まれることがあります。金利の変動によって将来受け取る利息が変動し、また市場金利とは一致しないこともあります。また、対象債権の金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準や金融機関の貸出金利等の変化等に対応して変動します。また、金利の変動により、対象債権のその時々の評価額が変動し、対象債権の評価額や売却額が減少し、その結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。
- ・ 信用リスク: 対象債権の債務者からの返済が遅延する等、対象債権の債務者の信用状況の悪化により、予定された金利の支払がなされず、また、元本の返済がなされない結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。また、保証人による連帯保証が差し入れられている場合、対象債権の債務者からの返済が遅延したり、対象債権の債務者の信用状況が悪化した場合には、保証人が保証債務の履行行いますが、保証人の信用状況が悪化した場合には、保証債務の履行ができなくなり、その結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。また、対象債権の債務者や保証人の信用力の変動により、対象債権のその時々の評価額が変動し、対象債権の評価額や売却額が減少し、その結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。
- ・ 担保価値の低下等のリスク: 中小企業向け担保型ローンファンドでは、対象債権について、原則として、動産担保を取得します。動産担保の場合、動産の価値低下により動産を売却しても対象債権の全額を回収できず、その結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。また、中古設備の市況によっては売却先が見つからず、担保対象となる動産の売却ができず、その結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。
- ・ 担保の対抗要件を留保する場合のリスク: 中小企業向け担保型ローンファンドでは、対抗要件を留保した動産担保により担保された対象債権とすることがありますが、対抗要件が留保される場合、法律の制限に従う結果、対象債権の担保権

に優先する権利が存在し、また対象債権の担保権を第三者に対抗できない可能性があります。かかる場合、対象債権が当該担保権を失い、対象債権の債務者からの返済が遅延する等、対象債権の債務者の信用状況の悪化により、予定された金利の支払がなされず、また、元本の返済がなされない結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。

- ・ 担保が取得されない場合のリスク: 中小企業向け担保型ローンファンドでは、対象債権について、原則として、不動産担保を取得しますが、本営業者の裁量により、無担保の対象債権を投資対象とする場合があります。対象債権の債務者からの返済が遅延する等、対象債権の債務者の信用状況の悪化により、予定された金利の支払がなされず、また、元本の返済がなされない結果、お客様の出資した元本額の欠損その他の損失が発生する場合があります。